

千葉県環境審議会

日時 平成 23 年 8 月 29 日（月）
午後 2 時～

場所 千葉県教育会館新館 501 会議室

1. 開 会

司会 ただいまから千葉県環境審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます千葉県環境生活部環境政策課政策室長の玉田と申します。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、まず、お手元の配付資料を確認させていただきます。

会議次第

座席表

委員名簿

出席者名簿

資料 1 各部会の審議状況及び今後の予定

資料 2 東日本大震災への対応について

資料 3 平成 22 年度大気汚染の状況について

資料 4 平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

参考資料として、

・千葉県環境審議会 運営規程

・平成 22 年版 千葉県環境白書（冊子 2 冊）

以上でございます。

資料に不備がございましたらお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまから環境審議会を開催いたします。

本日の環境審議会は、前任期終了後初めての審議会ですので、本来であれば知事から皆様方に委嘱状をお渡しすべきところですが、大変失礼ではございますが、委嘱状につきましては、皆様の机の上に封筒に入れて置かせていただいておりますので、ご了解いただければと思います。

次に、この会議及び会議録については、千葉県環境審議会運営規程第 9 条第 1 項の規程により、原則公開となっております。

ここでお諮りいたしますが、本日の会議の公開については、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 それでは本日の会議は公開とさせていただきます。

傍聴人があれば、入室をお願いいたします。

（傍聴人 入室）

2. あいさつ

司会 開催にあたりまして、戸谷環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

環境生活部長 皆様、こんにちは。環境生活部長の戸谷でございます。本日はお忙しいところを千葉県環境審議会にご出席を賜わりまして、まことにありがとうございます。

ただいま与党民主党の代表選挙をやっているしまして、非常に落ち着かないお時間かと存じ

ますが、途中でわかりましたらお知らせするというごことでご理解賜わりたいと存じます。

このたびは環境審議会委員へのご就任をお願いを申し上げましたところ、ご快諾を賜わりましてありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

ご挨拶を申し上げる前に、非常に悲しいご報告をさせていただきます。

既に皆様ご承知のことと存じますが、当審議会前期の鳥獣部会長をお務めいただいております柿澤亮三様におかれましては本年3月に、また大気環境部会の委員をお務めいただいております県議会議員の大野眞様におかれましては本年6月に、それぞれ急逝されました。ご両名からは一方ならぬご指導を賜りました。本当に大変残念でございますが、慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、この審議会は、ご案内のとおり、本県の環境行政の基本となる事項について調査・審議をいただく機関でございます。

大気、水、廃棄物、自然、温泉など非常に幅広い分野を対象としていることから、七つの部会を設置しております。委員の皆様には、それぞれの専門的な立場から率直なご意見を賜われればと存じます。

環境保全や自然保護につきましては、地道な取組を積み重ねることが大変重要でございます。今後も取組を着実に進めていくために、委員の皆様方のお力添えが不可欠でございます。

つきましては、今後とも本県の環境行政に対して引き続きご指導・ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

司会 次に、本日までご出席いただいております委員の皆様のご紹介を申し上げます。紹介は、お名前のみを申し上げます。

お手元の委員名簿をご覧ください。

仮議長に向かって左側の委員からご紹介いたします。

亀田郁夫	委員でございます。
岡田幸子	委員でございます。
入江晶子	委員でございます。
川井友則	委員でございます。
磯部雅彦	委員でございます。
岡奈理子	委員でございます。
近藤昭彦	委員でございます。
瀧和夫	委員でございます。
田畑貞寿	委員でございます。
畠瀬頼子	委員でございます。
榛澤芳雄	委員でございます。
宮脇健太郎	委員でございます。
横山道子	委員でございます。

吉 田 正 人 委員でございます。
飯 田 和 子 委員でございます。
伊 藤 勲 委員でございます。
井 上 健 治 委員でございます。
岩 渕 弘 美 委員でございます。
勝 山 満 委員でございます。
加 藤 賢 三 委員でございます。
黒 河 悟 委員でございます。
小 関 常 雄 委員でございます。
杉 田 昭 義 委員でございます。
晝 間 初 枝 委員でございます。
森 満 委員でございます。
安 田 敬 一 委員でございます。
佐久間 隆 義 委員でございます。

以上でございます。

また、本日ご出席の予定をいただいておりますが、遅れておられる委員がいらっしゃいますが、またその都度紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

4. 県関係職員紹介

司会 次に、県関係職員を紹介いたします。

ご挨拶申し上げました

戸 谷 環境生活部長でございます。
庄 司 環境生活部有害鳥獣・三番瀬担当部長でございます。
齋 藤 環境生活部次長でございます。
北 田 環境対策監でございます。
土 屋 環境政策課長でございます。
日 浦 大気保全課長でございます。
生 駒 水質保全課副技監（兼）水質指導室長でございます。
玉 井 自然保護課長でございます。
石 井 資源循環推進課長でございます。
工 藤 廃棄物指導課副課長でございます。
本 多 健康福祉部薬務課長でございます。
高 橋 環境研究センター次長でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの審議会の出席者は、委員総数 45 名のところ 27 名の出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により本会議が成立していることをご報告いたします。

議事に入る前に、千葉県行政組織条例第 32 条第 1 項の規定により、「会議の議長は会長が務める」となっておりますが、本日は改選後最初の審議会ですので、会長が選出される

までの間、議事の進行をしていただく仮議長が必要となります。

ここで事務局からの提案ですが、仮議長には、前期会長を務めていただいた田畑貞寿委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 ありがとうございます。

それでは田畑委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、仮議長席にお願いいたします。

(田畑委員 仮議長席へ移動)

仮議長 会長、議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

早速ですが、議事録署名人の指名をさせていただきます。

議事録署名人を、

勝 山 満 委員

森 満 委員

をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5. 議 事

(1) 会長の選出

仮議長 これより議事に入りますが、議事(1)「会長の選出」を議題といたします。

会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたかご意見ございますか。

委員 執行部に案があれば提示願いたい。

司会 執行部といたしましては、引き続き田畑委員にお願いできればと存じております。ほかの委員の方からご意見があれば、お伺いできればと存じます。

仮議長 ご意見ございますか。

委員 意見というのではないですが、同じ意見だということを言いたかったのです。

(「異議なし」の声あり)

仮議長 どうもありがとうございます。

そろそろ引き取ったほうがいいのではないかと私は思っておりますが、そういうご推薦なのでお引き受けするというので、1期2年を務めさせていただきたいと、こんなふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 よろしくお願いたします。

それでは、田畑会長、改めましてご挨拶をいただければと思います。

会長 それでは、あと2年ということですので、千葉県の環境問題について皆さんと一緒に鋭意努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3月11日の東日本大震災が来まして、皆さんも公私ともにこの問題には振り回されて今日までまいっていると思うのです。まだ、ちょっとでも揺れますと、夢を見たり、あるいは「あっ、飛び出さなければいけない」というようなことで、震災関係は、都にしても、私の住んでいる武蔵野市でも大変なんですね。

9月1日の「防災の日」、各自治体、あるいは千葉県もそうだと思いますが、直下型が来たらどうしようとか、千葉県で言いますと、周辺が海岸線が多いので津波が来たらどうしようとか、そんな日が続いているわけですが、それにもまして今日は民主党の党首の選挙が今行われつつあるのだそうですが、とにかく災害の問題に触れるのも毎日のようですので、千葉県の中でもきっと大変だと思うんですね。

千葉県も、私はちょっとわからなかったのですが、大分あちこちでいろいろな被害が起きている。その中で原発問題が問題になっていて、エネルギー問題がこれから再燃するというので、このエネルギー問題については、善し悪しを含めてこの環境審議会のところで頑張らなければならないような話もあるのではないかと、こんなふうに思っています。「あるのではないか」なんていう変な言い方をしていると叱られるかもしれませんが、まさにそのことが新たに加わってくるのではないかと。これも後でまた事務局のほうからお話を聞かれるのではないかとと思いますが、とにかく県にとっては大変なこの半年が経つのではないかと思います。

そんなことで、これからの環境も、今までより、自然環境を含めて人の生活の環境問題も入るし、すべてがいろいろ入り混じって問題が出てくる。それに対応してどうしているかということ審議する、そういう話も多々あるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

挨拶はこのくらいにして、議事に入りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、規定によりまして、これからの議事進行については引き続き田畑会長にお願ひいたします。

(2) 副会長の選出

会長 それでは、議事(2)「副会長の選出」を議題にしたいと思ひます。

副会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選で決めとなっておりますが、何かご意見はございますか。

委員 前期に引き続きまして、安達先生にお願ひするといひのではないかとと思ひます。

会長 前副会長の安達委員に引き続きお願ひしたいといひこととでございます。

安達委員は、実は今日は所用があつて見えておりませんが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議がないようですので、私のほうからこのことを安達委員にお伝へしてお願ひするといひことにさせていただきますといひ思ひます。

それでは、安達委員にお願ひすることにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について

会長 次は、先ほど部長からも紹介がありましたが、たくさんの部会があるわけですが、所属部会の決定と部会長の選出をしなければいけないわけです。

委員の所属部会については、千葉県行政組織条例第33条第2項の規定により会長が指

名することになっていますが、審議の継続性という点も考慮して、前任期から継続して就任されている委員におかれましては引き続き同じ部会に所属していただきたいと思います。新たに就任された委員におかれましては、その専門分野等を考慮して、退任された委員の後任として入っていただく、こんなふうに思っております。また、県議会議員の委員の先生方には各部会に分かれて所属していただきますが、新たな委員が5名いらっしゃいますので、私のほうで所属部会を決めさせていただきたいと思います。よろしいですね。

所属部会については、今お尋ねしたら縦に首を振っていただきましたので、了解いただいたと、こんなふうにも思いますので、よろしく願います。

では、所属部会の指名表を事務局からお配りください。

(所属部会指名表 配付)

会長 案ですが、ご覧いただいて、何かご意見あるいはお気づきの点はございますか。

(「なし」の声あり)

会長 ご意見がないようでしたら、このような形で指名したいと思います。よろしく願います。

引き続きまして、部会長の選出に入ります。

部会長は、千葉県行政組織条例第33条第3項の規定により「各部会所属委員の互選」となっております。複数の部会に所属される委員もおりますが、この場で分かれて決めるという手続がうまくできればいいですが、場所も場所ですので、これは私の提案というか指名というか、そういうようなことでお願いしたいと思います。時間のこともありますし、この環境審議会ができてから今までの先例として、会長に一任いただくことになっていきます。そんなことで、指名の方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。ご異議がなければそうさせていただきます。

大気環境部会、自然環境部会、温泉部会、企画政策部会につきましては、前部会長が継続して委員をされておりますので、引き続きお願いしたいということで、

大気環境部会長は安達元明委員

自然環境部会長は原慶太郎委員

温泉部会長は新藤静夫委員

企画政策部会長は榛澤芳雄委員

にそれぞれお願いしたいと思います。

また、新たな部会長としましては、

水環境部会長は磯部雅彦委員

廃棄物・リサイクル部会長は瀧和夫委員

鳥獣部会長は吉田正人委員

にそれぞれお願いしたいと思います。

今日、安達委員は所用があって欠席になっています。原委員、新藤委員も海外調査で出かけておまして欠席ですが、これらの人たちにご承諾いただくということで会長にお任せいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。では、そうさせていただきます。

改めて所属部会を記載した委員名簿を事務局から配付してもらいますので、よろしくお願いたします。

(所属部会委員名簿 配付)

会長 以上三つの議事はこれで終わらせていただきます。手短に短時間でお決めいただきまして、ご協力ありがとうございました。

6. その他

(1) 報告事項

ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について

会長 次に、報告事項に入ります。

まず、「各部会の審議状況及び今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 各部会の審議状況と今後の予定について、主に資料1を使って説明させていただきます。

資料1に入ります前に、今回新たにご就任いただいた先生方もいらっしゃいますので、審議会の審議の流れについて説明させていただきます。

まず、審議会で議論いただきたい案件が出てきた場合に、知事から環境審議会宛てに諮問させていただきます。諮問を受けました環境審議会会長は、担当となる部会に付議をし、その案件を当該部会において審議していただくことになっております。この部会での審議結果が出ましたら、それを環境審議会の審議結果として知事に答申をするということを取り扱っているところです。知事に答申を行う際には、委員全員の皆様に対して結果を文書でお知らせすることにしております。

なお、諮問事項によりましては複数の部会で合同部会を設置する場合がございます。また、全分野に関するような案件については、本日のような総会で審議を行うこともあると考えております。

それでは、資料1に基づき、現在の審議状況について説明をいたします。

まず、一番上の大気環境部会です。

表の左側「21年度以降の審議事項」をご覧くださいと思いますが、近年では主に、大気環境常時監視測定局の適正配置案、あるいは光化学スモッグ発令地域の拡大について、こういったものについてご審議いただきまして答申をいただいているところです。

今年度ですが、二酸化窒素等の環境目標値の未達成地点があるということ踏まえまして、表の右側をご覧くださいと、今後の窒素酸化物対策、あるいは今後の自動車環境対策のあり方について、こういったものを継続的にご審議いただきたいと考えております。

次に、水環境部会です。

これは毎年、公共用水域及び地下水の水質測定計画についてご審議をいただいているところです。直近では、2番目の地盤沈下防止に関する細目協定の取扱い、あるいは3番目の水生生物の保全に係る水質環境基準（具体的には亜鉛）の水域類型指定（案）、こういったものについてご審議いただいております。地盤沈下については、この答申を受けた後、

関係の企業との協定を締結し、3番目の水質環境基準については、今、告示の準備をしているところです。

今年度の予定ですが、東京湾総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）について、印旛沼・手賀沼に係る湖沼水質保全計画について、こういったものについてご審議いただきたいと考えているところです。

次に、廃棄物・リサイクル部会です。

これは、千葉県廃棄物処理計画（案）について今年の3月に答申をいただき、これを受けて第8次千葉県廃棄物処理計画を策定したところです。

今年度につきましては、今のところ審議案件なしとなっておりますが、つくりましたこの第8次計画について、平成24年度以降、廃棄物・リサイクル部会で進行管理を行いたいと思っているところです。

次に、自然環境部会です。

現時点でこの部会の審議案件はない状況です。ただ、今後、自然公園、自然環境保全地域といったものに関する規制や事業計画が出された場合にご審議をいただきたいと考えております。

次に、鳥獣部会です。

鳥獣部会につきましては、直近では、これまで狩猟関係の捕獲制限や禁止等を内容とする答申を、オスマドリ、キツネ、ニホンジカ等でいただいているところです。

平成23年度（今年度）は、ニホンジカの狩猟について既に諮問が出ている案件がございますので、速やかに部会に付議させていただきたいと思っておりますし、また、鳥獣保護事業計画や第3次千葉県特定鳥獣保護管理計画といったものについてご審議をいただければと思っているところです。

次に、温泉部会です。

温泉部会につきましては、温泉に係る土地掘削許可、また温泉動力の装置許可を、温泉法の規定に基づいて許可申請のあった案件についてご審議をいただいているところです。今年度以降についても、同じような形でご審議いただきたいと思っております。実際に、既に今年度も許可申請に係る案件を受け付けているものがございます。したがって、これも速やかに付議させていただきたいと考えております。

次に、企画政策部会です。

これは、昨年度、千葉県地球暖化防止計画についての改定作業の過程で、基本的な考え方などについてご審議をいただいているところです。また、千葉県環境基本計画の年次報告書（案）を毎年度報告させていただくということで、今年度も引き続き同様の案件についてご審議をいただければと思っております。

一番下ですが、これが合同で部会を開催した例です。大気環境、水環境、廃棄物・リサイクルの合同部会を立ち上げまして、東京湾臨海地域の企業と締結している協定の見直しにあたり議論をいただいたところです。これは平成21年の例です。このような例もあり得るということです。

非常に簡単に説明を申し上げましたが、各部会における詳細な説明については、各担当からまた改めまして十分に説明させていただきたいと思っております。

審議状況、今後の予定については以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

何かご質問はございますか。ご意見、ご質問がございましたら、どうぞ。

委員 各部会でどれくらいのスケジュールで何回ぐらいの部会が開かれるのかというのわかりますか。

環境政策課長 冒頭にも申し上げましたとおり、案件が出てきた際に知事から環境審議会に諮問させていただくということですので、定例的にこれがあるというものばかりではございません。各部会に応じて、その年によって多い場合、少ない場合がございます。今の資料にもありましたとおり、改正がたまたまその年にないというものもございますし、また数回にわたってご審議をいただく場合もございます。したがって、何回という定例的なことは申し上げられないところですが、その都度、ご都合も伺いながら日程等を決めさせていただきたいと思っております。

会長 それ以外にございますか。

よろしいようでしたら、次に行きましょう。

イ. 東日本大震災への対応について

会長 次に、「東日本大震災への対応について」、事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 引き続き、資料2に基づき、東日本大震災の対応について説明させていただきます。

大きく柱は三つです。一つは放射能関係で大気監視、もう一つが水質、海水の監視、そして3番目として災害廃棄物の処理、この3点について報告させていただきます。

まず、1ページ、一つ目、大気中の放射線量の監視です。

(1) をご覧いただきますと、従来からありました市原市の環境研究センターにおいて日々大気中の放射線量を測定しているところです。大気中の放射線量は、ここに設置してあるモニタリングポストにより毎時間測定しておりますし、上水、降水物に含まれる各種の分析を1日1回行っているという状況です。ここでは、大気中の放射線量は毎時0.04マイクロシーベルトのあたりで安定しているという状況がございます。

(2) をご覧いただきますと、今回の震災を受けてさらに監視体制を充実させております。大きくア、イ、ウと三つあります。

まず、「ア モニタリングポストの増設」ということで、旭市の海匠地域振興事務所に新たにモニタリングポストを設置する作業を進めておりました。これが本日から測定開始の予定です。

また、二つ目として、「イ 市町村と連携した監視体制の強化」ということで、県民不安に対応して身の周りの放射線量の測定ができる体制を整備しようということ、可搬式の放射線量計を35台整備し、7月から市町村に貸し出しをしているところです。これらを使いまして、具体的に各市町村で選定した場所において高さ50cmと1mという場所での測定を行っているところです。

三つ目として、「ウ 定点測定」ですが、同じ可搬式のサーベイメーターを用いて県内10カ所の地域振興事務所及び環境研究センターで定点測定を実施しております。この測定結果は2ページに付けてありますが、一言で申し上げますと、上から2番目の東葛地域

の松戸は、毎時 0.3 マイクロシーベルト程度を計測しておりますが、それ以外については 0.1 ないしはそれ未満ということで、現時点で健康に大きな影響があるという数値だとは認識してはございません。

大気については、引き続きこういった測定等情報公開を行っていかうと考えております。続きまして、3 ページ、2 番目として海水中の放射能濃度の測定です。

「(1) これまでの取り組み」をご覧いただきたいと思いますが、大きく三つ書いてございます。

一つ目は「沿岸域の測定」で、事故があった2 ヶ月後の今年5月に、県内の内房、外房、九十九里、銚子の沖合4地点で、海水中に放射能が含まれるかどうか、このあたりを検査いたしました。この結果としては、放射能は検出されなかったということです。

また、その後、6月には海水浴場の開設を控えて18市町村の海水浴場で調査を実施いたしました。これもすべての地点で放射能は検出されなかったところです。

この後、海水浴場の関係で国の指針が出ましたので、それに基づいた形での測定も行ったところで、7月に県内の63海水浴場で調査をいたしましたところ、海水中には放射能はすべて検出されなかった。また、このときあわせて砂浜での空間放射線量の測定も行っておりまして、この場合についても、すべての地点で周辺の市街地の値と同程度あるいはそれ以下というような値であることを確認したところです。

また、海水につきましては、(2) 今後の予定ですが、今後についても定期的にモニタリングをしていかうと考えておりまして、もう8月は終わりですが、8月までは週に1回または2回、来月9月と10月は月に2回程度、11月以降も月に1回程度、県内4地点において海水中に放射能が含まれていないかどうか継続して調査をしていきたいと考えております。

続きまして、4 ページ、3 番目の災害廃棄物の処理の状況です。

まず、どのぐらいの災害廃棄物が発生したかということですが、8月25日の時点で、市町村からの報告等によりますと、約12万8,000トンと見込まれております。これが今後また増加も予想されるところでして、津波被害の大きかった旭市ではこのうちの約10万トンという大量の災害廃棄物が出ているところです。そして、この処理に見込まれる経費の見込額は約30億円と推定しております。

これらに対する基本的な処理のスタンスですが、まず、災害廃棄物は一般廃棄物ですので、市町村自らの処理が原則です。ただし、今回の場合は大量に出ている部分もございまして、単独での処理が難しい場合には、他の市町村に協力を求めたり、あるいは産業廃棄物処理業者に協力を要請するというので、迅速な処理に努めてまいりたいと思っております。また、あわせて資源化の徹底も図っていききたいと思っております。

現状の処理状況ですが、(3) をご覧ください。

まず「ア 各市町村の状況」ですが、これは一般論として、自らの処理をやっていただくとともに、市町村のごみ処理施設などで単独での対応が困難な場合には産業廃棄物処理業者への委託などにより処理を行っているところです。

特に量が多い旭市の状況をイとして説明させていただきますが、旭市は先ほど申し上げたとおり約10万トンという災害廃棄物です。これは市単独では処理が困難であるということもあり、災害協定などに基づいてほかの市町村、千葉県産業廃棄物協会へ支援要請を

行い、広域的な処理を行っているところです。具体的には、廃棄物の受け入れを行っていただいている市町村は千葉市、市川市、市原市の3団体で、また処理に携わっている産業廃棄物処理業者としては、分別、運搬、処理でそれぞれ20～30業者程度にご協力をいただいているところです。

進捗状況としては、10万トンのうち約4割弱について分別が終了いたしました。そして1万3,000トンの処分は完了しております。今後、これを着実に進めまして本年度内での処理の完了を目指しているところです。

県としましては、具体的に大きく2点ございまして、一つは仮置場などへの職員派遣で必要な助言・指導を行っているということ、二つ目として、災害協定などに基づき他の市町村や千葉県産業廃棄物協会などとの調整が必要な場合に、その調整役を担っているというようなことで支援はしているところです。

駆け足な説明ですが、東日本大震災への対応については以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

ご質問あるいはご意見などありましたら。

委員 海中の放射能の問題はさほど大した汚染状況はないと結果報告を受けていますけれども、問題は、あれだけ福島原発からかなりの放射能物質が海に放出されているわけだ。とすると、海底の土壌が将来一番問題だ。この検査をやはりやるべきだ。これが将来、魚介類に大きな影響をもたらす可能性もあるので、それもやっぱり検査をしておいてほしいと思うが、やる気があるかな。国がやるなら、国で結構だけれども。

水質保全課副技監 現在、県では海底土の放射能調査はやってございせんが、国のモニタリング計画というのがございまして、そちらのほうで、福島原発から茨城県沖まで、ちょうど茨城と千葉の境ぐらいまで、定点調査をやっております。そういった調査データを逐次我々のほうとしても注意深く見守っていきたいと考えております。

委員 ぜひ、千葉県の海底もやってもらいたいね。国に要望してくださいよ。海底土、これにかなり蓄積されているということなんだ。

会長 調べていただけるということによろしいですか。

環境政策課長 そのあたりにつきましては、まだ中で議論が煮詰まってないところもございまして、ご意見を賜わりまして、中で議論させていただきたいと思っております。

委員 議論の余地はないよ。やるのが当たり前なんだよ。

会長 ということで、即時検討していただくということですね。

それ以外に、どうぞ。

委員 県内の空間放射線量の定点調査結果を拝見すると、東葛地域を除いては低いんだけど、東葛地域がダントツに高い。約3倍の値になっていますけれども。この地区に県内でかなりの住民が暮らしておりまして、その人口比率は本当に無視できない数ですけれども、これに対する対策というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

大気保全課長 確かに数字から見ますと、低いところが0.1とか、それに対して0.3と3倍という数字にはなっておりますが、国のほうで特に対策をとる場合に支援しましょうと言っている一つの目安が1マイクロシーベルト。これを超えるような場合には、例えば校庭の土砂の入れ換えとか、そういったところの対策について国が援助するという形になっております。それと比べてまだそこまでは高くないので、千葉県の場合は、他と比べて若干高

いところはあるかもしれませんが、健康について心配するような値ではないと思っております。ただ、側溝のところですか、雨樋の下ですか、そういう局部的に高いところもございまして、さらに低減していくためには局部的に高いところの対策も順次とっていく必要があるということで、現在、東葛地区については、それぞれの市のほうで住民の皆さんの力などいただきながら、一部土砂を撤去するなり、あるいは市のほうで委託して側溝の清掃をするなりという対策がとられているところです。県の環境サイドとしては、そういった非常に細かなところの測定もできるようにということで測定器の市町村への貸与ということもしておりますので、身近な環境の保全のために県・市は力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

会長 よろしくお願ひします。

委員 今のことで追加して質問したいのですが、年間の容量が1ミリシーベルトですね。それは内部被ばくと外部被ばくを合わせたもので考えていらっしゃるのでしょうか。例えば3・11のころにはもっと出たと思います。今、4～5ヵ月を経てこの値というのは、おそらく初期にはもっと多く被ばくしていた。その外部被ばくと、さらに私たちは地域のもの食べていますので、内部被ばくも合わせたものを県としては考えていらっしゃるのでしょうか。

大気保全課長 その対策なり対応につきましては、放射線に関しては、これはあくまでも原則国の対応になろうかと思っております。したがって県としてということでの答えはできないのですが、文部科学省の考えとしては、今の対策をとるかどうかという毎時1マイクロシーベルトを目安として試算したところであれば、学校においても、内部被ばくを含めても1ミリシーベルト以下には収まるであろうという試算はされております。また、非常に濃度が高かったときについても、これは文部科学省のほうで内部被ばくも含めて算定をされていると理解しております。

委員 経過を見ておきたいと思ひます。

会長 国、国と言わずに、千葉県独自でできることはやるというふうに進めていただけたらいかがですか。僕が言うのは失礼ですが、せっかく西千葉の奥に放射線医学研究所があるのですから、こういうときにフルに活用していろいろな調査をしていただけたらいかがでしょう。これは余計なことですが。

それ以外にござひますか。

委員 私どもは、先ほどご紹介がありましたように、今、千葉県協会で被災地の災害廃棄物の処理等をお手伝いさせてもらっているのですが、私どもが見ましても、災害協定が初めて施行されまして、今回いろいろ問題点等も見えてきましたので、見直しと言う言い方がおかしいのですが、スムーズに運べるような形で私どもも検討しているところですが、廃棄物の災害協定について一度県のほうとも協議をさせていただければと思ひているところもあります。ほかの協定も多数あると思ひますので、今回の災害を受けてこの協定等の見直し等も進めていったらどうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

資源循環推進課長 今、杉田委員からござひましたが、今回、災害協定に基づいて初めて旭市の災害廃棄物の処理をして、協会さんには大変ご尽力をいただいております、ありがとうございます。

初めてのことでござひますから、運営上で不都合な点とか、こうしたほうがいい点というのはあると思ひますので、そうした点については、旭市の災害廃棄物の処理の進捗状況

を見ながら、業界あるいは関係の市の意見などもいただきながら、よりよい形になるように話をさせていただきたいと思っております。

委員 旭市の災害の形が出ているのですが、千葉県はほかにも浦安市とかそういうところもあると思うのですね。そういう状況がどこかで、例えば県のホームページを見ればそういう進捗状況が出ているということはあるのでしょうか。それとも、市町村任せになっているのでしょうか。その辺、知識がないもので。

資源循環推進課長 旭市以外の各市町村の災害廃棄物の処理状況については、私どもは特に量が比較的多いような団体を中心にして話は聞かせていただいております。現在、まだすべての団体ですべて処理が終わったということではございません。その辺については、基本的には市町村が処理をしていることですので、市町村のほうで発表をされるということであれば発表されるのかなと思っております。県としては、こういった処理状況をいろいろお聞きしている中で、ある程度まとまった場合については、公表などについても考えていきたいと思っております。

委員 大気の放射線量を調べることについてですが、県でサーベイメーターを35台買って各市町村に今貸し出しをしているということですが、例えば県立の学校なども市でできれば測ってほしいというような通知が来たということで、市町村ではなかなかそこまではという声も聞いているわけです。県として、県の施設、学校もそうでしょうし、そういったことについては測る機器が別個にあるのかどうか。「全部貸し出しているので、なかなかできないのですよ」というお答も聞いたもので、県有施設などについては県が独自に測っていかなければいけないと思うのですが、その辺どうなんでしょうか。私は市川市ですが、公立の高校を測ったら高い場所があったというようなことも聞きますので、高校生とはいえども子どもさんたちに安心・安全というのは必要なので、ぜひそこは必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

大気保全課長 サーベイメーター35台を準備して市町村に貸与ということで対応させていただいているのですが、この震災以降、非常に需要が多くて、35台を1度に入力することがなかなか難しくございました。7月末の段階で25台、残りの10台が実はつい最近入った状況です。最初に県に入ったものについては、まず市民の皆さんの安心・安全のためにということで、市町村に貸与ということを最優先にいたしましたので、県に納入されたサーベイメーターについては、最初の段階ではすべて市町村のほうにお貸ししてまいりました。

その前に、県の教育庁のほうでも、すべての県立学校ではないのですが、幾つかの県立学校について測定をして、その結果を発表しているところでございます。

やはり市民の皆さんが利用する施設については、できましたら、市のほうで、市立の施設のみならず、私立もございまして、それ以外のところが管理するようなどころもございまして、管理の主体の如何に関わらず、市民の皆さんが利用し市民の皆さんが不安に思っているようなどころについては、基本的に市の方に測定をご配慮いただきたいと思いますということをお願いしたところではございます。

とは言え、市のほうでもなかなかそれだけの人手も割けないということであれば、ようやくすべて器械も揃いましたので、今後の状況を見ながら、県立施設なり、あるいは市のほうで測定が手が回らないようなどころについてどうするかというのは、これから対応を

考えていきたいと思っております。

委員 県内のごみ処理施設からの焼却灰の放射能値とその処理状況について把握していらっしゃるかもしれませんが、お知らせいただければと思います。

資源循環推進課長 市町村が設置する一般廃棄物処理施設から放射能に汚染された焼却灰が出ているということでございまして、その状況ですが、これは環境省が県を通じて各市町村に測定をお願いしました。その測定の結果について、8月26日付で私どものほうで取りまとめて発表させていただいたところです。

測定の対象施設が、33団体42施設です。33団体というのは、市町村が54ありますが、組合をつくって処理しているところがありますので、団体としては33、施設数としては42でございます。

その中で、環境省が8,000ベクレルというのを一つの基準にしていまして、8,000ベクレル以下のものについては通常の埋め立てが可能である、8,000ベクレルを超えるものについては一時保管ということになっておりまして、その8,000ベクレルを超える焼却灰が出た団体が6団体です。具体的に申し上げますと、千葉市、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、印西地区の環境整備事業組合、全部で6団体でございます。

その処理状況ですが、千葉市については、千葉市は焼却灰をさらに溶かすという処理をやっておりまして、溶かしたときに発生する灰はさらに濃度が上がってしまい、これを熔融飛灰と私どもは言うておりますが、その熔融飛灰が8,000ベクレルを超えたということで、今はそういった処理をやめております。やめておりますので、現在は8,000ベクレルを超えたものは新たには生じていない。すでに生じたものについては建屋内に一時保管しているということでございます。

松戸、柏、流山につきましては、それぞれ焼却施設の建屋内あるいは場内において一時保管していると聞いております。

我孫子につきましては、灰については燃やしてすぐ出る灰と、灰がもっと細かくなって煤塵というような形で出る灰がございまして、それは飛灰と私どもは申していますが、飛灰は濃縮されてセシウムが出やすいということですが、普通の灰のことを主灰と申していますが、我孫子では、施設の構造上、その主灰と飛灰が混合された状況で排出されているということです。この混合の状況ですと8,000ベクレルを下回っているということですので、従来どおりの処理を我孫子市はしているというふうに聞いております。

印西地区の環境整備事業組合につきましては、8,000ベクレルを超えるものについて施設内あるいは組合の最終処分場で一時保管をしておりましたが、何回か測りまして、直近の測定結果でも8,000ベクレルから下がっておりますので、現在は8,000ベクレルを超えていないと聞いております。

会長 いろいろなご質問、これは新しい問題ですので、あるいはまた、ある程度進んできて臨時の会議もやらなければいけないような内容になるかもしれませんが、ひとつご検討いただきたいと思っております。

委員 先ほど海底土の検査が必要ではないかという話がありましたが、それと同じことで、千葉県というのは漁業が伝統的に盛んであります。魚というのは回遊して、例えばカタクチイワシなどは、今、マイワシからカタクチに変わってきておりますが、それは生物生産の高い北の海、常磐沖から三陸沖、北海道沖に行つて産卵してまた戻ってくる。その回遊魚

が、例えば 5 月 16 日に海水中から検出されなかったといっても、魚は動き回りますから、千葉県の代表魚種を、浮魚あるいは底魚を定期的に測っていくというのは、私は千葉県としてぜひやっていただきたいと思っています。

環境生活部長 委員の皆様からさまざまなご意見、またご提案をいただきまして、ありがとうございます。

放射能問題は急に起きた大きな問題でございまして、すぐ目の前のものを処理しなければいけないこと、中長期的なこと、非常に長くお付き合いをしなければいけないことがあるかと思えます。その対応につきましては、私ども環境生活部として声を上げていくことも大事ですが、千葉県庁の中で横断的にきちんと。今お話もありましたので農林水産部、健康被害の問題になりますと健康福祉部、教育サイドで校庭の土壌とかそういった問題もございまして、オール県庁で対応するというご理解を賜りたいと存じます。環境生活部としてきちんと声を上げていくことは対応させていただきますので、それぞれの施策については横断的にやらせていただきたいと思えます。

ここで決選投票の結果を。

野田財務大臣が 215 票、海江田経産相が 177 票で、野田大臣がトップ当選ということになりました。

以上、ご報告させていただきます。

会長 前段の内容はよろしいでしょうか。これからどんどん詰められていくと思うし、やらなければいけないし、具体的な実施すべきことも多々あると思えますので、それもお願いする。お願いするというより、自分たちもやらなければいけないけれども、お願いしてやっていくというふうにしておきましょう。

ウ. 平成 22 年度大気汚染の状況について

会長 次に、「平成 22 年度大気汚染状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

大気保全課長 大気保全課から、昨年度（22 年度）の大気汚染の状況について取りまとめましたので、報告させていただきます。

資料 3 をご覧ください。

日付は 8 月 9 日となっておりますが、この日付で結果について公表いたしました。また、前任の大気環境部会の委員の皆様には、この資料と同じものを送付させていただいたところです。

まず、四角囲みで概略の説明がございまして、その中をご覧くださいと思います。22 年度の測定結果が取りまとめました。

大気汚染物質の主たる 5 項目のうち、二酸化窒素については、近年改善傾向にあります。が、自動車排ガス測定局の 1 局で環境基準未達成ということでした。また、県が定めている環境目標値については、まだ未達成の局が残されております。

浮遊粒子状物質については、これは以前、非常に問題になったところですが、近年、非常に改善が図られ、平成 19 年度から 4 年連続して全局で環境基準を達成しております。

また、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、継続して環境基準を達成しております。しかしながら光化学オキシダントについては、他の大気汚染物質の改善傾向が見られるの

に対して、なかなか改善が進まず、残念ながら依然として全局で環境基準未達成という状況です。

また、それ以外の、微量でも長期間摂取すると人の健康を損なう恐れがあるであろうということで指定されている有害大気汚染物質については、環境基準が定められているベンゼン等4物質についてすべて全地点で環境基準を達成ということです。

このように課題としては、一つは、二酸化窒素について未だ一部が環境基準あるいは県環境目標値が達成されていないということ。また、光化学オキシダントについてはまだ依然として未達成の状況が続いているということで、環境審議会にもお諮りして昨年度いろいろ検討し、今年度も引き続き窒素酸化物対策についてはご検討いただきたいと思っております。また、オキシダントについては、昨年度ご審議をいただき、来年度から光化学スモッグ注意報の発令地域を県全域に拡大するという方向で今準備を進めているところです。

若干細かい内容について補足の説明をさせていただきます。

四角囲みの下のほうですが、まず測定状況ですが、県、市、国も合わせて142局で、測定項目は局舎によって測定している項目は異なりますので数字はまちまちですが、1の(1)のイにありますような局で測定しているところです。

2ページ、その項目ごとの概要ですが、(2)の「ア 二酸化硫黄」については、昭和54年以来100%を維持、さらに年平均値も低下傾向にあります。

二酸化窒素については、一般局については100%環境基準を達成しておりますが、自動車排ガス測定局について、22年度は船橋日の出で未達成となっております。また、県が独自に昭和54年4月に設定している県の環境目標値がありますが、これに対しては一般局では98.2%、自動車排ガス測定局では34.5%という達成率です。

また、一酸化炭素については、48年以来100%を維持しております。

次に光化学オキシダントについては、依然、全局未達成。ほかの項目は非常に改善が見られる中で、光化学オキシダントについては年平均値も概ね横ばいという状況で、なかなか対策が難しいところです。

浮遊粒子状物質については、先ほど申し上げましたように、4年連続、全局で達成しており、年平均値も低下傾向となっております。

その対策としては、下にありますように、「ア 工場・事業場対策」ということで、法律、協定、あるいは県独自の指導要綱等による排出抑制などを行いますとともに、光化学オキシダントの濃度が高くなったときには光化学スモッグ注意報なども発令して事業場にさらなる削減対策を要請するというようなことも進めているところです。

また、自動車排ガス対策については、自動車NO_x・PM法という法律に基づく車種規制に加えて、県のディーゼル条例に基づいて粒子状物質の排出を抑制するなどの取組を進めているところです。

3ページが、測定局舎の位置。

4ページが、近年の状況ということで、環境基準の達成率、あるいは年平均値の推移の状況を表で示しております。

5ページに有害大気汚染物質の測定結果ということで、先ほど申し上げました環境基準が設定されている4物質——ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、これらについてはすべて環境基準を達成していたということです。

それ以外に、さらに環境省が指針値を定めている 8 物質、指針値は設定されていませんが測定の対象にされている 8 物質について測定を実施しております。その結果が下の (2) にございます。

(2) のア、環境基準が設定されている 4 物質については、長期的にも低下の傾向にございます。イの指針値が設定されている物質については、8 物質すべてについて指針値を下回ったという結果でした。また、その他の物質についても、その結果については 7 ページに幅として記載してございます。

これらの排出抑制のために、大気汚染防止法に基づく大きな施設については排出の抑制、それに満たないところについては県の独自の条例により事業者の排出抑制を促すという制度をとっております。また、環境保全協定などによる排出抑制の指導等をしております。

このようなことで、有害大気汚染物質についても排出量の低減に努めてまいりたいと思っております。

以上、ごく簡単ですが、昨年度の大気汚染の状況についてご報告申し上げます。

会長 ありがとうございます。22 年度の報告でした。

何かご質問ございますか。

よろしければ、22 年度大気汚染の状況についての説明は終わらせていただきます。

エ. 平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

会長 次に、「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」、事務局から説明をお願いします。

水質保全課副技監 平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について説明させていただきます。

お配りした資料 4 になります。

先ほどの大気保全課の資料と同じように、同日付の 8 月 9 日付で公表した資料になっております。

丸囲みの中はいわゆる概況です。公共用水域及び地下水の水質測定については、水質汚濁防止法という法律により、毎年度、測定が義務づけられております。これについては、毎年度、計画案を作成してこの審議会にお諮りしているところです。平成 22 年度に実施した結果がまとまりましたので、丸囲みの中に記載しております。

その結果ですが、公共用水域——河川、海域、湖沼の水質について、有機汚濁の代表的な指標として BOD (湖沼・海域は COD) を見ますと、環境基準の達成状況は 85 水域のうち 59 水域で達成しており、達成率は 69.4% で、若干ですが前年度よりも 3.5 ポイント下がっているという状況です。

また地下水につきましては、環境基準の達成状況は、概況調査の測定井戸 183 本のうち 145 本の井戸で環境基準に適合している状況にございます。

少し詳しく説明しますと、第 1 として公共用水域の結果が出ていますが、測定地点としては 69 河川、印旛・手賀沼等の 4 湖沼、主に東京湾ですが 4 海域、合計 179 地点で測定しております。その内訳は下の表のとおりとなっております。

また、項目としては、健康項目、これは有害物質と言われておりますが、カドミウムな

ど 27 項目。それから生活環境項目は、pH、COD 等 56 項目です。

測定した機関は、県が中心になっておりますが、一部国管理の河川である利根川等がございますので国土交通省、それから東京都。これは江戸川の一部が東京都の管轄になっておまして、そちらのほうで測定しております。そのほか、法律に基づく政令市ということで、千葉市ほか 6 市で測定しております。

それぞれの地点で、年間 4 日から 24 日間、測定を実施しております。

その結果ですが、2 ページ以降に結果を記載しております。

まず健康項目の環境基準の達成状況ですが、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素という項目がございますが、これについて、忍川、高田川、これは銚子の河川ですが、そこで環境基準を超過しております。これは残念ながら例年超過しておまして、原因としては、源流部、湧水の硝酸性窒素が高いというのがまず一つで、そちらは台地状になっておまして、畜産とか畑作が盛んな地域ですが、そういった影響が考えられるのかなと推定しております。

また、生活環境項目を見ていきますと、(ア) BOD、COD の結果ですが、85 水域の環境基準達成状況が先ほどもありましたが、達成率は 69.4% で前年度から若干下がっております。ただ、区分別で見ていきますと、河川では 77.1% で前年と同じぐらい。湖沼、これは環境基準は達成しておりません。海域は 45.5%。ということは、これは前年度が 63.6% ですので、海域の下がりはこちらはちょっと大きくなっている。これも考えられる原因としては、ここには書いてないのですが、東京湾での悪化が原因なのかなと。昨年度は猛暑でして、その猛暑の影響で夏場の水温が高くてプランクトンが非常に増加しただろう。そういったところが原因なのではないかと推定しております。

一番下のグラフが過去からの環境基準の達成率の推移ですが、全体的にこのグラフを見て、達成率は右肩上がりかと思っております。全体として見れば改善されてきているのかなという感じを持っております。

3 ページにまいりまして、(イ) 全窒素・全りんは、湖沼・海域 7 水域で測定しておりますが、海域においては全窒素が 3 水域、全りんが 4 水域で達成しているという状況でございます。

(ウ) 全亜鉛は、新たに平成 21 年 3 月に国の告示で類型指定がされておりますが、河川 2 水域、海域 5 水域で測定した結果は、全水域において達成しているという状況にあります。国のほうで類型指定をしておりますが、先ほども申し上げましたように、この 6 月に環境審議会から県の類型指定について答申をいただいているところです。現在、その答申を受けて告示に向けての準備作業を進めている状況でございます。

次に 4 ページにまいりまして、水質の変動状況ということで、BOD、COD の年平均値を前 5 ヶ年平均値と比較したデータですが、結論から申し上げて、48 地点で改善が見られた。また、横ばいの状況が 70 地点、悪化しているのではないかとというのが 60 地点、そういった状況でございます。

(3) 水質状況では、河川、湖沼、海域、それぞれで傾向を見ております。河川については、前 5 ヶ年平均値と比較すると改善または横ばいの傾向にあるだろう。湖沼については、下の表に経年変化が出ておりますが、近年では概ね横ばい。ただ、長期的なスパンで見ますと、ご承知のように手賀沼の場合は北千葉導水の関係で平成 10 年、11 年ぐらいから水質のほうは大きく改善しているという状況でございます。

5 ページの上のほうが海域ですけれども、先ほど申し上げましたように、前5ヵ年平均値で見ても悪化しているという状況でございます。

その対策ですが、健康項目については忍川、高田川で環境基準を超過しておりますが、実態把握などに努めておりますが、その地域は畜産業と畑作農業が盛んな地域ですので、そうした畜産農家への適正管理に係る指導とか、畑作農家への農業技術の普及について、引き続き関係機関と連携して対策を進めていきたいと考えております。

また、生活環境項目は、BOD、CODについては、有機汚濁の原因が生活排水、産業排水、降雨に伴い排出される農地や市街地からの排水が原因ということから、引き続き下水道の普及、合併処理浄化槽の普及促進を図っていく。さらに、印旛沼、手賀沼については、それぞれ流出水対策地区として指定して、低減対策を推進していこうと考えております。

イの全窒素・全りんについては、今年度、新たな湖沼水質保全計画、あるいは東京湾については東京湾総量削減計画を策定する予定にしております。それとあわせて、引き続き下水道の普及、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進といった水質浄化対策を推進していきたいと考えております。

6 ページ以降が地下水の関係です。こちらは大きく分けて概況調査と継続監視調査の2種類に分けております。

概況調査につきましては、県内を2 km メッシュ（市川、船橋、松戸、柏については1 km メッシュです）ごとに1本の井戸を抽出して、10年あるいは5年のスパンでその地点を移動しながら調査していく移動観測と、同一地点を継続的に調査する定点観測を行っております。平成22年度は計183本の調査を実施しております。

項目としては、環境基準の項目、これは健康項目になりますが、カドミウムなど28項目。

測定機関は、県、国交省、法に基づく政令市ということになっております。

結果が（2）にあります。

状況としては、183本のうち145本については環境基準に適合しておりましたが、残りの井戸の中で、9本の井戸で砒素、1本の井戸で四塩化炭素、最も多いのですが28本の井戸で硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、1本の井戸でふっ素、これについて環境基準を超過していた。そのほか、2項目以上にわたって超過している井戸もございました。

原因としては、先ほど忍川、高田川でも触れましたが、超過本数の多い硝酸性窒素、亜硝酸性窒素については、畑地への施肥、家畜排泄物、生活排水など汚染源が多岐にわたっていると考えられるために、関係機関と協議して負荷削減対策を進めていきたいと考えています。また、飲用に用いられるものについては、保健所において、井戸所有者に対して飲用指導を実施しております。

砒素、ふっ素については、周辺にこの物質を使用する事業場はありませんので、自然界に存在するのではないかと推定しております。同じように、飲用しているものについては飲用指導を実施しました。

四塩化炭素については、周辺に四塩化炭素を使用している事業場はありませんで、残念ながら原因は特定できなかったという状況でございます。また、その井戸の周辺の井戸では四塩化炭素は検出されなかったということです。

7 ページにまいりまして、継続監視調査については、これまで汚染が確認された地域の地下水の汚染状況を継続的に監視するために 119 本について水質調査を実施しております。その結果が (2) にございますが、過去に超過しておりますので、119 本のうち環境基準に適合したものは少なく 34 本という状況です。環境基準を超過したものが、鉛、六価クロム、あるいは硝酸性窒素、亜硝酸性窒素。これにつきましては、現在、汚染状況のモニタリング、汚染機構の解明調査、汚染除去対策といったものを行っておりますが、それも引き続き実施していきたいと考えております。

3 で、その他の要監視項目調査ということで、これは法律の基準はございませんが、国の通知で指針が示されている項目について、それは各県の判断で項目を選びますが、千葉県ではマンガンなど 6 項目について調査しておりますが、その結果を記載しております。

8 ページの上に、その結果として、58 本のうち 3 本で全マンガンという項目が指針値を超過しておりますが、他の井戸ではすべて指針値に適合している状況です。

9 ページ以降は、地下水の測定地点、あるいは参考となる資料を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、雑駁な説明で恐縮ですが、水質測定結果についての報告を終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して、ご意見、ご質問ございますか。

委員 先ほど東日本大震災への対応のところで質問すればよろしかったのですが、少々私のほうから意見というか状況を話させていただきたいと思います。

ホットスポットは地点によって若干ばらつきがあると思いますが、北茨城のほうでも大変高いというニュースを聞いたことがございますが、県のほうの皆さんもそういう認識をお持ちだろうと思います。実は市原市は、残土処分場、産業廃棄物の不法投棄に随分泣いたところがございます。もちろん適正に処理していただいている杉田さんもいらっしゃいますが、最近、北茨城ナンバーのダンプが市原に大変多く来ているようで、朝など渋滞したり、待機している。こんな話があって、地域住民が冷や冷やドキドキしているということをお聞きになっていませんか。このナンバーが北茨城ナンバー、正直なところ水戸ナンバーということで、もしやすると汚染された残土を積んで来られているのではないかと。これは見た者もないし、見たというのはダンプしか見ていませんので、土の状況を調べるような状況ではありませんので調べられないわけですが、この残土の中身の放射能の測定状況は、伝票みたいになったものがありますが、ああいうので添付してもらうような法律はないのでしょうか。もしあれば、一般市民が大変不安に陥ってしまっていて、市原の環境部でもどうしようもないものですから、県のほうでちょっと対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

廃棄物指導課副課長 今、市原市長さんからお話があった件ですが、他県から災害廃棄物が持ち込まれるようだという情報をこちらのほうでもつかんでおりまして、県では 24 時間 365 日監視体制をとっておりますが、その監視の中の 1 地点で市原市のほうでトラックが立ち寄る場所になっているようだという場所をつかんでおりますので、そちらで継続的に監視は行っております。

残土につきましては、すべて排出元、搬出元の証明書を出させておりますので、そちら

でどこから残土が出てくるのかということは確認しております。放射能の値はそこには添付させていないのですが、きちんとしたところから出てきたものであるかどうかということは確認しております。もし北茨城ナンバーの車をよく見かけるということであれば、できましたらナンバーを控えておいて、こちらのほうにお知らせいただければ、監視あるいは追尾等を含めまして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 闇に紛れて来られる方をどうするかという問題もありますので、よろしくお願いいたします。

会長 地下水の水質測定結果のことはよろしいですね。

(2) その他

会長 それでは、「その他」に移ります。この際、何かございますか。

委員 漁業者代表ということで参加させていただいていますが、先ほど魚の放射能検査の話が出て、事務局から説明がなかったものですから、私のほうからちょっと説明させていただきますが、千葉県海の魚については、銚子沖から東京湾の船橋沖まで、イワシを皮切りに海底 300～400mに生息しているキンメダイ、アワビ、サザエ等々あらゆる魚について、3月24日から今現在まで放射能検査を随時実施しております。特にイワシについては、銚子のイワシについては、原則2日に1ぺん放射能検査をして、その検査結果はすべて農林水産部のホームページに公開しております。これまでの間に問題あるものは一つも出ておりませんので、千葉県の魚については安心してございますので、安心して食べていただけます。よろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございます。

それ以外によろしいでしょうか。

それでは、本日の事務局から提案された内容、議題、報告、その他、全部終わります。

それでは事務局のほうにお返しいたします。

司会 ありがとうございます。

以上で本日の議事は終了ということでございますが、先ほど署名人としてお願いいたしました勝山委員、森委員におかれましては、後日、議事録ができましたら署名をいただきに上がりますので、よろしくお願いいたします。

7. 閉 会

司会 以上をもちまして、本日の環境審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 以上 —